

令和7年2月3日

観音寺市長 佐伯明浩様

観音寺市情報公開審査会

会長 篠原洋子



行政文書一部開示決定に対する審査請求について（答申）

観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）第17条第1項の規定により、令和6年8月21日付け6観生第281号により諮問を受けた下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「自治会及び自治会長との協議録」の一部開示決定に対する審査請求

答 申

令和 6 年 8 月 21 日付け 6 観生第 281 号で諮問を受けた審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「自治会及び自治会長との協議録」（以下「本件対象文書」という。）について、観音寺市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1） 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和 6 年 5 月 21 日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに行政文書の公開を決定するよう求めるものである。

（2） 審査請求の経過

ア 令和 6 年 3 月 21 日、審査請求人は、実施機関に対し、観音寺市情報公開条例（平成 25 年観音寺市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により本件対象文書について、開示請求を行った。

イ 令和 6 年 4 月 9 日、実施機関は、条例第 11 条第 1 項の規定により一部開示決定（以下「前回決定」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。前回決定においては、条例第 7 条第 3 号の規定により、「審議、検討又は協議に関する情報」を開示しないこととした。

ウ 令和 6 年 4 月 30 日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第 6 条の規定により本件対象文書について、改めて開示請求を行った。

エ 令和 6 年 5 月 21 日、実施機関は、条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。本件決定においては、条例第 7 条第 3 号の規定に

より、「審議、検討又は協議に関する情報」を開示しないこととした。

オ 令和6年7月16日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

条例第7条第3号は、「市の機関、国の機関、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を開示情報としているが、自治会は単なる任意団体であって、「行政の一部ではない」のであるから、当該不開示情報には当たらず、条例第7条第3号には該当しない。

本件決定により、本件対象文書以外の行政文書として一部開示のあった「議事録」においては、自治会長等の意見等は開示されている。また、パブリックコメントにおいても、意見提出者の意見等は公表されている。

実施機関が弁明書において不開示情報に当たるとした条例第7条第4号、第6号及び第1号については、本件審査請求には関係ないものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、次のように主張している。

(1) 条例第7条第3号について

本件対象文書は、観音寺市職員と自治会の関係者とのごみステーションの管理についての協議状況に関する文書である。

観音寺市は、ステーション方式で、ごみ収集事業を行っているところ、ごみステーションの維持・管理は、同事業において欠くことのできない重要なものである。ごみステーションを維持・管理しているのは、多くの場合自治会であり、自治会は公共的団体である。そのため、観音寺市のごみ収集事業に関する自治会との協議は、観音寺市の内部における協議に関する情報といえる。

本件対象文書の不開示部分は、観音寺市が訴訟の当事者となっている事件に関し、同

事件に関係するごみステーションを管理している自治会との協議内容を記載したものである。

訴訟に関わる協議内容を公にすることになると、観音寺市も当該自治会も、もはや率直な意見の交換はできないため、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるといえる。

(2) 条例第7条第4号について

本件対象文書は、観音寺市職員と自治会の関係者とのごみステーションの管理についての協議状況に関するものであり、観音寺市が行うごみ収集事業に関する情報が記載されている。そして、本件対象文書の不開示部分は、観音寺市が訴訟の当事者となっている事件に関し、同事件に関係するごみステーションを管理している自治会との協議内容を記載したものである。

訴訟の準備のための攻撃防御に関する情報を公にすることは、訴訟という争訟に関する事務に関し、観音寺市の当事者としての地位を不当に害するおそれが認められる。

また、観音寺市におけるごみ収集事業は、観音寺市のみで全てを行えているのではなく、ごみステーションを管理する者（主に自治会）の協力を得ることで成り立っている。上記事件に関係するごみステーションを管理する自治会は、協議状況が公にされることを予定しておらず、これを開示することにより、観音寺市との信頼関係が破壊されると、観音寺市が行っているごみ収集事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 条例第7条第6号について

本件対象文書は、観音寺市職員と自治会の関係者とのごみステーションの管理についての協議状況に関するものであり、観音寺市を当事者とする訴訟に関し、観音寺市から要請を受けた当該自治会の発言も含まれている。

当該自治会は、訴訟に関連する発言をしたことで、自らが訴えられるなどの不利益を被ることは、避けたいと考えるのが通常であるため、自治会は、公にしないことを前提に任意に情報提供したものであり、このように考えることは合理的である。

(4) 第7条第1号について

本件対象文書のうち、個人の氏名及び弁護士の氏が記載されている部分は、特定の個人を識別することができるものであり、不開示情報に当たる。

5 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 条例第7条第3号について

自治会は、公共的団体ではあるが、任意団体であるため「市の機関」には当たらない。また、条例第7条第3号は、情報公開の例外である不開示情報を定めた規定である以上、制限的に解釈すべきであるため、自治会が「市の機関、国の機関、他の地方公共団体等」の「等」に含まれるとは言い難い。

しかし、終局的な意思決定がされる過程においては、様々な選択の是非、長短について多方面から自由な意見交換がされるべきであるのに、最終的に採用されるに至らなかった中間的な議論や未成熟な意見等が公開されることにより、外部からの不当な圧力や干渉等を受け、意思決定自体がゆがめられるおそれが生じるほか、終局的な意思決定に対する誤解や筋違いの批判等を招き、ひいては途中経過における自由かつ率直な意見交換等が妨げられるおそれがある。

条例第7条第3号は、行政における適正な意思決定手続を確保する点にあるので、市の機関の事務又は事業についての意思決定の過程において、自治会等との協議において作成された情報も「市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

(2) 弁明書による根拠条文の追加について

不開示理由を明示することは、開示請求者が審査請求をするかどうかの判断材料の提供となるため、根拠条文に漏れがないことが望ましいが、審査請求を受けて、不開示理由を再度検討する中で、根拠条文を追加することは想定される。

不開示理由の変更は、審査請求をするかどうかの判断自体を再検討することにつながるため、その変更を認めることは難しいが、不開示理由となる根拠条文の追加が認められない場合、根拠条文を変更しての審査請求が続くおそれもある。根拠条文の追加を認めることは、審査請求に係る手続の繰り返しを防ぐことにつながり、審査の手続を迅速に行うため、今後争点となり得る部分についても併せて審査することに問題はない。

また、審査請求人は、弁明書に対して、意見書において反論の機会が与えられている

ため、審査請求人の不利益になるとはいえない。

(3) 条例第7条第4号について

観音寺市は、自治会からの協力を得て、ごみ収集の事務を遂行しており、自治会との協議において、決定事項ではなく協議過程の内容を公にすることは、協力関係を築いている自治会との関係性を損なうおそれがある。

自治会の協力が得られない場合、ごみ収集の事務の遂行にも影響があるため、条例第7条第4号に規定する「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるといえる。

(4) 条例第7条第4号イについて

条例第7条第4号イは、裁判における意思決定の過程が外部に漏れることで、裁判に支障をきたすことを防ぐものである。

将来的に裁判を起こす目的で、情報収集として開示請求をしている場合も想定されるため、条例第7条第4号イは、現在係争中の裁判だけを対象としているものではないと考えられるが、裁判に発展する可能性があるもの全てを対象とするものではなく、将来的に裁判に発展する可能性が高い事案に限られるべきである。

当該裁判は、既に判決が確定しており、協議録等の公開が直ちに不利益になるとはいえず、当該裁判と当該自治会とが直接的な関係を有するものでもないため、今後関連する別の裁判が提起される可能性が高いとまでは言い切れない。

(5) 条例第7条第6号について

実際に公にしないことを確認した上で協議したものではないが、観音寺市を当事者とする訴訟に関し、観音寺市からの要請を受けての自治会の発言など、自治会が不利益を被ることが想定される情報であるため、公にしないことを前提に提供した情報と考えることは合理的である。

自治会との協議録等は、自治会としての結論ではなく、協議に参加した方の個人の意見を含んでおり、個々の参加者の意見が自治会としての意見と勘違いされるなど、議論の過程や協議途中の情報は、公開することで混乱を招くおそれがあるため、非公開を前提で話をしたと考えるべきである。

(6) 条例第7条第1号について

個人の氏名及び弁護士の名が記載されている部分は、「特定の個人を識別することが

できるもの」に該当する。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月21日	実施機関からの諮問
令和6年8月21日	実施機関が弁明意見書を提出
令和6年8月30日	審査請求人が反論意見書を提出
令和6年11月14日	第1回目審議
令和7年1月23日	第2回目審議

7 答申に関与した委員

職 名	氏 名
会 長	篠原 洋子
職務代理委員	高橋 佳子
委 員	角崎 繁則
委 員	小西 正訓
委 員	中野 俊徳

以上